

道立高等学校一般入学者選抜における学力検査の追検査について【概要】

- 令和元年（2019年）6月21日に公表した道立高等学校入学者選抜における改善の基本方針に基づき、令和3年度入学者選抜（令和3年3月）から、学力検査当日におけるインフルエンザ罹患者等の受検者が本来の力を発揮できるよう、追検査の機会を設けることとする。追検査に係る主な内容は次のとおりとする。

1 対象者について

一般入学者選抜に出願し、学力検査（以下「本検査」という。）を、次の各項のいずれかにより受検できない者。

なお、本検査を一部でも受検した者は、原則として、追検査の対象とならない。

- (1) インフルエンザ等、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条で出席停止の扱いが定められている感染症により、本検査を受検できない者
- (2) その他やむを得ない事情により、本検査を受検できない者

2 提出書類について

追検査受検願を当該出願者が中学校を経由して出願先の高等学校へ提出する。

なお、成人の出願者については、本検査を受検できない理由を証明する書類（医師の診断書等）を添付する。

3 学力検査について

(1) 検査期日

原則として、本検査の5日後又は6日後とする。

(2) 追検査の受検場

追検査の受検場は、原則として、出願先の高等学校とする。

(3) 検査問題

追検査の問題は本検査の問題と異なるものとし、検査を行う教科は、国語、数学、社会、理科及び英語とする。

4 面接等について

一般入学者選抜に出願し、体調不良等により面接、実技又は、作文を受検できない者に対し、合格発表までの適切な日時に、原則として、出願先の高等学校で面接、実技又は、作文を実施する。

5 選抜の方法について

本検査と追検査の成績は同等に扱い、本検査を受検した者と追検査を受検した者を一括して選抜する。

6 その他

(1) 追検査当日の高等学校の扱い

追検査の実施に支障がないと当該高等学校長が判断する場合、追検査及び在校生の授業を同時に行うことができる。ただし、次の条件を満たさない場合、休業日とすることができる。

ア 検査室において、追検査に支障がないよう校内放送を制限することができること。

イ 追検査開始から終了まで、受検者と在校生が接触する機会がないこと。

ウ 追検査を運営する者及び検査監督者が追検査に係る業務に専念できること。

- (2) 上記以外の対応については、出願先の高等学校長と高校教育課長が協議を行う。

別記様式 1 (日本産業規格 A 4 縦型)

<h2>追検査受検願</h2>	
令和 年 月 日	
北海道	高等学校長 様
受検番号	
出願者署名	
保護者署名	
<p>私は、貴校の学力検査等を次の理由で欠席しましたが、追検査を受検したいので、承認してください。</p> <p>・欠席理由</p>	
<p>上記の願い出があったので、提出します。</p>	
在籍 (又は出身) 中学校長名	<input type="text"/>

(注) 在籍 (又は出身) 中学校長名には、中学校名も併記すること。

別記様式 2 (日本産業規格 A 4 縦型)

<h2>追検査受検承認書</h2>	
令和 年 月 日	
出願者氏名	
<p>令和 年 月 日付けで願い出のあった、追検査の受検を承認します。</p>	
令和 年 月 日	
高等学校長名	<input type="text"/>